

第 4010 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2010年)平成22年 6月 3日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 役員退職金の取扱い

Q：役員に対する退職金は、いつの損金になりますか？

A：次のように取り扱われます。

【解説】

退職した役員に対する退職給与の額の損金算入の時期は、原則として、株主総会の決議等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度とされていますが、法人がその退職給与の額を支払った日の属する事業年度において、その支払った額につき損金経理をした場合には、これが認められることとなっています。

したがって、実際の処理は、次のように行うこととなります。

① 引当金の計上

退職に備えて引当金を計上するときは、次の仕訳を切り、別表でこれを加算します。
役員退職給与引当金繰入額／役員退職給与引当金

② 支給日確定基準で計上する場合

役員退職給与引当金／現金預金又は未払金
支給額確定基準で計上する場合は、損金経理を要しませんのでこの後、この金額を別表で減算します。

③ 支給日基準で計上する場合

この場合は損金経理が必要なので、次の処理をします。

役員退職給与引当金／役員退職給与引当金戻入益

役員退職給与／現金預金

(役員退職給与引当金戻入益／役員退職金)

この後、この金額を別表で減算します。

